

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 当局の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。
- 2 当局がこの運送約款の趣旨、法令及び一般慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部について特約に応じたときは当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

- 第2条 旅客及び荷主は、当局の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受

(運送の引受)

- 第3条 当局は、次条の規定により運送の引受又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受及び継続の拒絶)

- 第4条 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受又は継続を拒絶することがあります。
- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
 - (2) 当該運送に適する設備がないとき
 - (3) 当該運送に関し、申込み者から特別な負担を求められたとき
 - (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
 - (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
 - (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
 - (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込を禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき
 - (8) 旅客が第46条第3項又は第4項の規定により持込を拒絶された物品を携帯しているとき
 - (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれがあるとき
 - (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
 - (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院の必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき

(運送の制限等)

- 第5条 当局は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券類(乗車券、座席券及び有料手回り品切符をいう。以下同じ)の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回り品の大きさ若しくは個数の制限をすることがあります。
- 2 当局は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所、その他事業所(以下「営業所等」という。)及び主たる停留所に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(乗車券類の所持等)

- 第6条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当局の係員(委託する場合にあつては、受託者の係員を含む。以下同じ。)の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りではありません。
- 2 前項ただし書の規定は、座席定員制又は座席指定制の自動車については、乗車前に当局の係員の承諾を得た場合に限り適用します。

第2節 乗車券類の発売と効力

(乗車券類の所持等)

第7条 当局は、国土交通大臣又は地方運輸局長の運賃の認可を受けて又は地方運輸局長へ届け出て、乗車券類を営業所等において発売いたします。

2 当局は、定期乗車券以外の乗車券類を車内で発売することがあります。

3 当局は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。

4 当局は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。

5 当局は、地方運輸局長に届け出ることにより、指定した区間の乗車券類の発売における支払方法を指定することがあります。

6 当局は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に表示します。

(通勤定期乗車券の発売)

第8条 削除

2 片道通勤定期乗車券は、旅客が片道区間を常時定期的に乗車する場合であつて、当局所定の書類を提出したときに、旅客の必要な区間について発売します。

(通学定期乗車券の発売)

第9条 通学回数乗車券、通学定期乗車券及び片道通学定期乗車券は、旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所、学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校並びに他の法令により設立した学校等で、長崎県バス協会の指定を受けたもの又は当局の指定する種類の学校に通学又は通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学又は通園に必要と認められる区間について発売します。

(通勤通学定期乗車券の発売)

第10条 削除

(団体乗車券の使用法)

第11条 削除

(回数乗車券の使用法)

第12条 削除

2 削除

3 特殊回数乗車券は、旅客が当局の指定する区間内に限り使用することができます。

第13条 削除

(定期乗車券の使用法)

第14条 定期乗車券を所持する旅客は、その通用区間内において、乗車し又は下車することができます。

2 定期乗車券を所持する旅客は、その通用期間内において、その使用回数を制限されません。

3 定期乗車券は、当局が認める場合を除き、座席定員制又は座席指定制の自動車には使用することができません。

(定期回数乗車券の使用法)

第15条 削除

(乗車券類の通用期間)

第16条 乗車券類の通用期間は、券面表示のとおりとします。

2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第37条の規定による場合を除いて、通用期間を制限しません。

(乗車券提示)

第17条 旅客は、当局の係員が乗車券類の点検のため、乗車券類の提示を求めたときは、これを拒むことはできません。

(身分証明書等の所持)

第18条 第9条又は第25条の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当局の係員が当該書類の提示を求めたときは、それを拒むことができません。

2 前項の書類を所持せず又は提示を拒んだ旅客は、当該乗車券を当該乗車について使用できません。この場合において当局は当該乗車券を一時領置することがあります。

(途中下車の場合)

第19条 普通乗車券、回数乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により乗車券面に表示された通用区間内で途中下車したときは、当該通用区間について運送が終了したものとみなします。ただし、乗り換えその他特に定める場合は、この限りではありません。

2 前項の規定は、座席券について準用します。

(運送継続拒絶の場合)

第20条 普通乗車券、回数乗車券を所持する旅客が、第4条各号(第5号を除く。)の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

2 前項の規定は、座席券について準用します。

(乗車券類の無効)

第21条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。

- (1) 通用期間のある乗車券類で通用期間を経過したもの
- (2) 券面表示事項の不明となった乗車券類又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券類
- (3) 第9条の規定により発売された乗車券で、その記名人が使用資格を失ったもの

(4) 第9条の規定により発売された乗車券で、使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入したもの

(5) 身分又は資格を偽って発行された第25条に規定する運賃割引証で購入した乗車券

(6) その他不正の手段により取得した乗車券類

2 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券類を一時領置することがあります。この場合において、当局が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券類を無効とします。

(1) 通用区間のある乗車券類をその通用区間外で使用したとき

(2) 記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき

(3) 第25条の規定する運賃割引証と引き換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき

(4) その他乗車券類を不正に使用したとき

(乗車券類の引き渡し及び回収)

第22条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当局の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

(1) 運送が終了したとき

(2) 第19条又は第20条の規定により運送が終了したものとみなされたとき

(3) 当該乗車券類が無効(第37条第2項の規定による無効を除く。)又は不用となったとき

(特殊な乗車券類の発売)

第22条の2 当局は、国土交通大臣又は地方運輸局長の運賃の認可を受けて又は地方運輸局長へ届け出て、特殊定期乗車券、特殊回数乗車券その他乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に掲示し、又は当該乗車券類に記載します。

(整理券の所持)

第22条の3 当局は、ワンマン運行の系統において運賃及び料金収受の都合上、車内で整理券を発行することがあります。

2 旅客は、乗車する際交付された整理券を所持し、下車する際にはその整理券を当局の係員に引き渡さなければなりません。

3 第1項に規定する整理券を所持しない場合又は前項に規定する引き渡しを拒んだ場合であって当局の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

第3節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第23条 当局が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時(定期乗車券及び乗降停留所を指定した回数乗車券においては当該乗車券の購入時)において国土交通大臣又は地方運輸局長の運賃の認可を受けて又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによりま

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所等に掲示します。

(幼児の無賃運送)

第24条 当局は、旅客を次の各号に掲げる区分により区分けします。

- (1) 大人 中学生(中学校就学の始期に達している者をいう。)以上の者
- (2) 小児 小学生(小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの者)
- (3) 幼児 1歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者
- (4) 乳児 1歳未満の者

2 当局は、大人又は小児が同伴する幼児については、大人又は小児1人につき2人までを無賃とし、乳児については無賃とします。

(運賃の割引)

第25条 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長の認可により運賃を割り引きます。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者がその手帳を提示したとき及びその介護人が介護のため乗車する場合(但し、介護人については、その手帳に第一種のシールが貼付されている場合に限る)
- (2) 都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を提示したとき及びその介護人が介護するために乗車する場合(但し、介護人については、その手帳に第一種のシールが貼付されている場合に限る)
- (3) 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき
- (4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者を除く)が乗車する場合にあっては戦傷病者手帳を提示したとき及びその介護のため乗車する場合にあっては市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を提示したとき及びその介護人が介護のため乗車する場合(ただし、介護人については、その手帳が一級の場合に限る。)

2 前項の介護人又は付添人の割引は、当局において介護又は付添の必要を認めた場合に限ります。

第26条 当局は、前条の規定により割引する場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長の運賃の認可を受けて又は地方運輸局長へ届け出て、区間若しくは期間を限り、または一定の旅客に対して運賃を割り引きます。

第4節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃及び料金の払い戻し)

第27条 当局は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめた場合は、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払い戻しをします。

- (1) 未使用の普通乗車券にあっては、通用期間内とし、未使用の便指定又は座席指定の普通乗車券にあっては、指定した自動車の発車時刻前までに払い戻しの請求があった場合に限りその運賃額
- (2) 未使用の回数乗車券にあっては、当該回数乗車券の運賃額から、既使用券片を普通乗車運賃に換算した額を控除した残額
- (3) 定期乗車券にあっては、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては通用期間の初めの日から払戻の請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額
- (4) 削除
- (5) I Cカード回数乗車券にあっては、残額から割引率相当額を差し引いた金額
- (6) I Cカード定期乗車券にあっては、定期乗車券部分については第3号の規定により算出された金額、回数乗車券部分については第5号の規定により算出された金額

2 前項の払い戻しに際しては、次のとおりの手数料を申し受けます。

①一般市内線

	手数料
普通乗車券	110円
回数乗車券	220円
定期乗車券	520円

※ニモカカードにおいて、回数乗車券部分及び定期乗車券部分を一度に払戻しする場合には、定期乗車券部分の手数料額を申し受けます

②県外行き高速バス

	手数料
普通乗車券	110円
回数乗車券	210円

(割増運賃等)

第28条 当局は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客から、その旅客が乗車した区間に対応する普通旅客運賃及び料金(手回り品料金を除く。以下本節中同じ。)並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受けます。この場合において、当局の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなします。

- (1) 当局の係員が第17条の規定により乗車券類の提示を求めたときに有効な乗車券類を提示せず、かつ、当局の係員の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき
- (2) 当局の係員が第22条の規定により乗車券類の引き渡しを求めた場合にこれを拒んだとき
- (3) 乗車券類を不正乗車の手段として利用したとき
- (4) 当局の指定する運行系統において所定の運賃又は料金を支払わないで乗車したとき

2 当局は、前項の規定にかかわらず、定期乗車券を所持する旅客が、第21条の規定によりその定期乗車券を無効とされたときは、その旅客から次の各号に規定する普通旅客運賃及びこれと同額の割増運賃を申し受けます。

- (1) 通用期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したときは、券面表示の区間を発売の日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃
- (2) 通用期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したときは、券面表示の区間を通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃
- (3) 定期乗車券を使用する旅客がその使用資格を失った後に使用したときは、券面表示の区間を使用資格を失った日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃
- (4) 定期乗車券を使用して、その券面表示の区間以外の区間を乗車したときは、次の区分に従い計算した普通旅客運賃

イ 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用したとき、その定期乗車券の通用期間開始の日(開始の日が異なるときは、その事実を発見した日に近い開始の日)から、その事実を発見した日までの各定期乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間を毎日2回ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃

ロ 定期乗車券の区間と連続していない乗降停留所を指定した回数乗車券をあわせて使用したとき、定期乗車券及び回数乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間(当局の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなします)を回数乗車券の使用済みの券片数に相当する回数、乗車したものと計算した普通旅客運賃

ハ イ及びロに掲げる場合以外のときその乗車した区間(当局の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなします)に対応する普通旅客運賃

- (5) その他定期乗車券に関し不正の行為を行ったときは、券面表示の区間を通用期間開始の日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃

(乗り越し)

第29条 旅客は、あらかじめ、当局の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する金額を支払い既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。

- (1) 定期乗車券、乗降停留所を指定する回数乗車券又は割引の乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金
- (2) 前号の乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額

(乗車券類の紛失)

第30条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当局の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けます。

(誤乗)

第31条 旅客が乗車券の券面表示の区間に誤って乗車した場合において、当局の係員がその事実を認めることができるときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けたうえ、乗車券を有効に使用できるよう誤って乗車したことを証明する措置を講じます。

(誤購入)

第32条 旅客が停留所名の類似その他の事由によって、誤って乗車券類を購入した場合において当局の係員がその事実を認めることができるときは、旅客の希望する乗車券類と取り替えます。この場合において、既に収受した運賃及び料金と正当な運賃及び料金を比較し、不足額は徴収し、過剰額は払い戻します。

(誤払い)

第33条 旅客が当局の指定する運行系統において誤って運賃又は料金を支払った場合において、当局の係員がその事実を認めることができるときは、誤払いにかかる金額を精算します。

(定期乗車券等の種類又は区間の変更)

第34条 当局は旅客の請求により、その所持する定期乗車券の種類又は区間を変更します。この場合において、当局は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。

- 2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払い戻します。この場合においては、520円の手数料を申し受けます。

原券の券面表示の運賃額 …… A

新券の券面表示の運賃額 …… B

通用期間(日数) …… C

残通用期間(日数) …… D

$$(A \times D / C) - (B \times D / C)$$

(定期乗車券等の書き換え)

第35条 当局は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券の書き換えをします。この場合においては、520円の手数料を申し受けます。

(定期乗車券等の再発行)

第36条 当局は、旅客の紛失した定期乗車券については、再発行しません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、520円の手数料を申し受けます。

- 2 当局は、旅客の紛失した無記名の I C カード回数乗車券については、再発行をしません。ただし、破損等(カード固有番号の識別が可能な状態)でデータの読み取りが不可能な場合に限り、原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、220円の手数料を申し受けます。

- 3 当局は、I C カード定期乗車券については、当該 I C カード定期乗車券の所有者であることを証明する書類(身分証明書等)の提示がある場合に限り、定期券部分は原券と同一の効力を有し、回数券部分は残高確認終了後の効力を有する新券を発行します。この場合においては、定期乗車券部分の手数料520円を申し受けます。

- 4 当局は、旅客の紛失した記名の I C カード回数乗車券については、当該カード回数乗車券の所有者であることを証明する書類(身分証明書等)の提示がある場合に限り、残高確認終了後の効力を有する新券を発行します。この場合においては、220円の手数料を申し受けます。

(乗車券類の様式変更等の場合の取扱い)

第37条 当局は、乗車券類の様式変更その他当局の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による掲示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

(1) 次に掲げる金額の払い戻し

イ 普通乗車券又は座席券については、券面表示の運賃額又は料金額

ロ 回数乗車券については、次の算式により算出された金額

券面表示の運賃額 …… A

総券片表示金額 …… B

残券片表示金額 …… C

$$A \times C / B$$

ハ 定期乗車券については、次の算式により算出された金額

券面表示の運賃額 …… A

通用期間(日数) …… B

請求の日における残通用期間(日) …… C

$$A \times C / B$$

(2) 既に発行した乗車券類と同一の効力を有する乗車券類との引き換え

2 当局は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1ヶ月前に、次の各号に掲げる事項を営業所等及び当該乗車券類に係る運行系統を運行する自動車内に掲示します。

(1) 乗車券類を無効とする日

(2) 掲示の日から無効とする日の少なくとも2ヶ月後の日まで期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第38条 旅客は、当局がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した乗車券類のうち、定期乗車券及び乗降停留所を指定した回数乗車券については、そのまま有効なものとして使用でき、その他の乗車券類については、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その乗車券類が無効となった日以後はこの限りではありません。

(再購入後の払い戻し)

第39条 定期乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を提示し、払い戻しの請求をした場合は、旧券について第37条の規定の例により払い戻しをします。この場合においては、520円の手数料を申し受けます。

(運行中止の場合の取扱い)

第40条 当局は、当局の自動車が運行を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対して、その選択に応じ、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客については、第1号から第3号までの規定をそれぞれ適用しません。

(1) 券面表示額と既に乗車した区間に対応する運賃及び料金との差額の払い戻し

(2) 前号の払い戻しを受けることができる証票の発行

(3) 前途の区間を乗車することができる証票の発行

(4) その旅客の乗車停留所までの無賃送還

2 当局は、前項第4号の規定により無賃送還された旅客であって、次の各号に該当する者に対しては、当該各号の取扱いをします。

(1) 普通乗車券又は座席券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ既に収受した運賃若しくは料金の払い戻し又は券面表示の区間を乗車することができる証票の発行

(2) 回数乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、当該券片と引き換えに、当該券片に係る運賃額の払い戻しを受けることができる証票又は券面表示の区間を乗車することができる証票の発行

(3) 乗車券類を所持しない旅客であって運賃又は料金を支払ったことが明らかな者に対しては、その選択に応じ、既に収受した運賃若しくは料金の払い戻しを受けることができる証票又は運賃若しくは料金に対応する区間を乗車することができる証票の発行

3 前2項の規定は、当局がその負担において前途の輸送の継続又はこれに代わる手段を提供した場合において、これを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

4 前3項の規定は、第19条ただし書きの規定により途中下車した旅客が、自動車の運行中止のためその後乗車することができなくなった場合に準用します。

第41条 当局は、当局の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券類を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、次の各号に規定する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客に対する運賃の払い戻しは、運行中止の期間が引き続き24時間を超える場合に限り行います。

(1) 運行中止の期間内において有効な未使用の乗車券(次号の乗車券を除く。)又は座席券を所持する旅客に対しては、既に収受した運賃及び料金の払い戻し又は乗車券類の通用期間の延長

(2) 運行中止の期間内において有効な回数乗車券(乗降停留所を指定するものに限る。)又は定期乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、運行中止日数に対応する乗車券の通用期間の延長又は次により算出された金額の払い戻し

イ 回数乗車券の場合

券面表示の運賃額 A

総券片数 B

残券片数 運行中止の日数の2倍を限度とする C

$A \times C / B$

ロ 定期乗車券の場合

a 通用区間の全部について払戻請求があった場合(cに該当する場合を除く)

券面表示の運賃額 A

通用期間(日数) B

運行中止日数 運行中止の初日における残通用日数を限度とする C

$A \times C / B$

b 通用区間の一部について払戻請求があった場合(cに該当する場合を除く)

券面表示の運賃額 A

払い戻しを請求しない区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額 B

通用期間(日数) C

運行中止日数 運行中止の初日における残通用日数を限度とする D

$(A - B) / C \times D$

c 通用区間の全部又は一部について払い戻しの請求があった場合において請求に係る区間の一部に乗車できる区間があるときは、運行中止の初日から払い戻しの請求があった日までは乗車できる区間については乗車したものとみなし、通用区間の全部について払い戻しの請求があったときにはaにより算出される金額から、通用区間の一部について払い戻しの請求があったときにはbにより算出される金額から、それぞれ乗車したものとみなした区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額を日割りにした金額に運行中止の初日から払い戻しの請求があった日までの日数を乗じた金額を控除した残額

2 前項の規定は、当局がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合において、これを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

(運賃の払い戻し場所等)

第42条 当局は、本節の規定による運賃及び料金の払い戻し又は乗車券類の引き換え、取り換え、書き換え若しくは再発行を次に掲げる場所において行います。ただし、関係の営業所等に掲示して払い戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。

(1) 普通乗車券については、営業所等

(2) 普通回数乗車券については、営業所

(3) 定期乗車券、通学回数乗車券及び座席券については、発売した営業所等

(端数の処理)

第43条 当局は、本節の規定により運賃及び料金の追徴又は払い戻しをする場合は、10円を単位として行います。この場合において、計算上生じた端数は四捨五入とします。

第5節 手回り品

(無料手回り品)

第44条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回り品(旅客が携行する物品で当局が引き渡しを受けないものをいう。以下同じ。)を無料で車内に持ち込むことができます。

(1) 総重量 10キログラム

(2) 総容積 0.027立方メートル(0.3メートル立方)

(3) 長さ 1メートル

(有料手回り品)

第45条 旅客は、その携行する手回り品(前条の規定により無料で車内に持ち込むことができる手回り品を除く。)で次の各号に該当するものを手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができます。但し、当局は、他の旅客の迷惑となるおそれがある手回り品の持込を拒絶することがあります。

- (1) 重 量 30キログラム以内の物品
- (2) 容 積 0.25立方メートル以内の物品
- (3) 長 さ 2メートル以内の物品

(手回り品の持ち込みの制限)

第46条 旅客は、前2条の規定にかかわらず、第4条第1項第7号の物品を車内に持ち込むことはできません。

- 2 当局は、旅客の手回り品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認められるときは、旅客に対し手回り品の内容の明示を求めることがあります。
- 3 当局は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前2条の規定にかかわらず、その手回り品の持ち込みを拒絶することがあります。
- 4 当局は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回り品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前2条の規定にかかわらず、その手回り品の持ち込みを拒絶することがあります。

(有料手回り品切符)

第47条 有料手回り品切符については、第19条、第20条、第27条から第33条まで、第37条、第38条及び第40条から第43条までの規定を準用します。この場合において、第27条から第29条まで、第37条、第38条及び第40条から第42条までの規定の準用については、普通乗車券の例により取り扱います。

第3章 荷物運送

(荷物運送の引き受け)

第48条 削除

- 2 当局は、小荷物については、特約により運送を引き受けます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送を引き受けません。
 - (1) 第4条第1号から第5号までの場合に相当するとき
 - (2) 第45条に規定された制限を超える物品であるとき
 - (3) 第46条第1項の物品であるとき
 - (4) 第46条第3項又は第4項の規定により持ち込みを拒絶すべき物品に相当する物品であるとき
 - (5) 当該物品について、荷造りが必要と認められる場合に、相当の荷造りがなされていないとき
 - (6) その他運送に支障を及ぼし、又は旅客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき

第49条 当局は、荷物の運送を営業所及び当局の指定する場所で引き受けます。

- 2 当局は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。ただし、小荷物に係る指定については、この限りではありません。

(乗車券類の提示)

第50条 削除

(運送の制限等)

第51条 削除

(荷物運賃)

第52条 荷物の運賃は、当局が荷送人から荷物を受け取ったときにおいて、国土交通大臣又は地方運輸局長の運賃の認可を受けて又は地方運輸局長へ届け出て実施している当該区間の大人普通旅客運賃額を申し受けます。

(荷物切符)

第53条 当局は、荷物の運送を引き受けたときは、特約のある場合を除き、一定の様式の荷物切符を発行します。

(荷物の引き渡し)

第54条 当局は、運送した荷物を着地最寄りの営業所又は当局の指定する場所において荷物切符と引き換えに引き渡します。この場合において、当局は、荷物切符の持参人が荷受人であるかどうかを確かめる責を負いません。

- 2 当局は、荷物切符の紛失その他理由により荷物の引き渡しを請求する者が荷物切符を提出できないときは、その者が正当な荷受人であることを証明しない限り荷物の引き渡しをしません。

(引渡不能の荷物に対する処分等)

第55条 当局は、荷物が到着した日から1週間以内に荷受人が荷物の引き渡しを請求しないとき又は荷物の引き渡しについて争いがあるときは、荷物の引き渡しに代えてその荷物を供託し又は相当の期間を定めて催告した後に競売してその金額を供託することがあります。

- 2 当局は、前項の規定による荷物の供託又は競売をしたときは、荷受人に対しその旨を通知します。

第4章 責任

(旅客に関する責任)

第56条 当局は、当局の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときはこれによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当局及び当局の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当局係員以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当局の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。

第57条 当局は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当局及び当局の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではありません。

(手回り品等に関する責任)

第58条 当局は、その運送に関し、旅客の手回り品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当局又は当局の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

(荷物に関する責任)

第59条 当局は、第48条第2項の規定により運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当局及び当局の係員が荷物の受け取り、引き渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 当局は、前項の規定にかかわらず、貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が託送しようとするときに、その種類及び価額を申告しない限り、その滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。

- 3 第1項の場合において、当局の荷主に対する責任は、荷物の引き渡しを受けたときに始まり、これを荷主に引き渡したときに終わります。

(異常気象時における措置に関する責任)

第60条 当局は、天災その他当局の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客又は荷主が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客及び荷主の責任)

第61条 当局は、旅客若しくは荷主の故意若しくは過失により又は、旅客若しくは荷主は法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当局が損害を受けたときは、その旅客又は荷主に対し、その損害の賠償を求めます。

第5章 連絡運輸・共通乗車

第1節 連絡運輸

(連絡乗車券等)

第62条 連絡運輸による運送を利用しようとする旅客は、当局又は連絡運輸に係る運送事業者の発行する連絡運輸に係る乗車券類(以下「連絡乗車券」という。)を所持しなければなりません。

- 2 連絡乗車券は、当局の区間については、当局の乗車券類とみなします。

- 3 連絡乗車券を所持して当局の自動車に乗車する旅客に対しては、当局の区間については、当局の運送約款の規定を適用します。

- 4 当局は、前項の規定にかかわらず、当局の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することがあります。この場合には、当局は、その旨を関係の営業所等に掲示します。

第63条 連絡乗車券の適用期間は、券面表示のとおりとします。

(運賃及び料金)

第64条 当局は、連絡運輸に係る運賃及び料金のうち主なものを関係の営業所等に掲示します。

(責任)

第65条 当局は、当局の運送のために連絡乗車券を所持する旅客に損害を与えたときは、第4章に規定するところにより、その損害を賠償する責に任じます。

第2節 共通乗車

(共通乗車券等)

第66条 当局の指定する運行系統を運行する自動車に乗車しようとする旅客は、当局の発行する乗車券類又は他の事業者が発行する当局との共通乗車に係る乗車券類(以下「共通乗車券」という。)を所持しなければなりません。ただし、乗車後当局の係員の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払う場合は、この限りではありません。

- 2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第34条の場合を除き、当局の乗車券類とみなします。
- 3 共通乗車券を所持して第1項の自動車に乗車する旅客に対しては、当局の運送約款の規定を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この運送約款は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当局は、この運送約款の実施前に発売された当局の乗車券類(連絡乗車券及び共通乗車券を含む。)を所持する旅客(その携帯する手回り品を含む。以下次項において同じ。)の運送については従前の例によります。

附則

(実施期日)

- 1 この運送約款は、令和2年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当局は、この運送約款の実施前に発売された当局の乗車券類(連絡乗車券及び共通乗車券を含む。)を所持する旅客(その携帯する手回り品を含む。以下次項において同じ。)の運送については従前の例によります。

附則

(実施期日)

- 1 この運送約款は、令和2年6月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 当局は、この運送約款の実施前に発売された当局の乗車券類(連絡乗車券及び共通乗車券を含む。)を所持する旅客(その携帯する手回り品を含む。以下次項において同じ。)の運送については従前の例によります。

附則

(実施期日)

- 1 この運送約款は、令和7年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当局は、この運送約款の実施前に発売された当局の乗車券類(連絡乗車券及び共通乗車券を含む。)を所持する旅客(その携帯する手回り品を含む。以下次項において同じ。)の運送については従前の例によります。